

平成24年度包括外部監査（学校教育に関する財務事務等の執行について）

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
第3 外部監査の結果及び意見
4 学校給食事業
(7) 学校給食費の未納
① 教職員の負担（意見）
<p>未納の家庭への対応に各学校の教職員が関わることは、教職員の本来業務の時間が奪われ、教職員が本来実施すべき児童・生徒に対する教育活動に影響を及ぼすことも否定できない。</p> <p>この課題を解消するためには各学校と学校教育部等での業務分担の見直しが一つの方法であると考えられる。</p> <p>短期的には各学校の担任等が対応するのが効率的であると考えられるが、未納期間が長期化するようであれば、これらの未納者の情報を逐次、学校教育部等で把握し、未納者への対応を学校教育部等の主導で一元的に行うことによって、回収効率が上がるとともに、各学校の教職員の負担も軽減されると思われる。</p>
② 不平等の発生（意見）
<p>現在の旭川市の給食事業システムにおいては、未納が発生すると、保護者間での不平等、学年間での不平等、学校間での不平等が発生している。</p> <p>私費会計による運営という前提をもとに、これらの課題を解決するためには、不納欠損処理をする時効中断手続等により時期を延ばし、債権として管理する期間を長くするとともに、支払能力がある未納者については法的措置の実施を視野に入れた未納の抑止に関するシステム整備の検討が必要となる。</p>
(8) 給食費会計の保護者に対する説明
<p>旭川市立小中学校私費会計事務処理要領では、「全校の予算及び決算について保護者等に説明しなければならない」と規定されているが、十分に説明していない学校が散見された。</p> <p>一方、物資共同購入委員会では毎年度、一定額以上の繰越金が存在しており、繰越金の状況や意義について保護者に対する十分な説明も行われていないようである。</p> <p>毎年度、各学校あるいは学校教育部において単年度の給食費会計の決算に関する説明を保護者に公開できるシステムを整えるとともに、給食費の仕組みを説明の上、市の給食費中期収支計画や繰越金残高等の状況についても保護者に報告するべきであると考えられる。</p>
(9) 給食事業に関する情報の公開（意見）
<p>学校教育部学校保健課のホームページの中で、単年度の給食費会計の決算や給食費のシステム、給食費中期収支計画、繰越金残高を公表するのも、保護者に対する説明の1つの方法であると考えられる。</p> <p>さらに、市民からの要望がある場合には旭川市が選定している副食業者の情報や、発注の仕組み、直近の副食発注業者の情報を保護者に対して公開することを検討する必要がある。</p> <p>また、必要な情報公開以外にも、給食事業に関して旭川市が取り組んでいる他の地域にない特色や、工夫された献立内容等を実際に給食に触れられない保護者等にホームページ上で公開することにより、情報を共有し、給食に対する安心を獲得していくことも有用であると考えられる。</p>

指摘事項又は意見の概要

(10) 学校給食の公会計化（意見）

私費会計により学校給食を運営するということは、学校給食費を適切に運用、管理しなければ責任や権限の所在が曖昧になってしまうという懸念があるため、学校給食費については、市の歳入とする公会計方式へ移行するという方法もある。

公会計方式に移行した場合、市と保護者との間の権利関係が明確化するとともに、市長の権限と責任において集約的に管理し、法的手続きを含めた徴収に取り組むことが可能となる。

旭川市の場合、ほとんどの学校で給食費は口座引落となっているとともに、物資共同購入委員会による一括発注がなされているため、上記のシステムが整っていない自治体に比べ、公会計化へのハードルは低いと考えられる。

北海道内においても、給食費を公会計として運営している自治体もあり、センター化と同時に公会計した例もあることから、他市事例を勘案し、総合的な視点で給食事業全体の検討を進めるべきである。